

別表第1

分野	区分	細区分	配慮すべき事項	評価基準		評価基準の段階
				住宅用途	住宅以外の用途	
エネルギーの使用の合理化	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制	日射による熱取得の低減並びに室内外の温度差による熱取得及び熱損失の低減に係る事項	ア 外皮平均熱貫流率等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号イに基づく外皮平均熱貫流率及び住棟単位外皮平均熱貫流率をいう。)が次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める基準に適合すること。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号。)別表第10に掲げる地域区分(以下「地域区分」という。)が8の場合はこの評価基準を適用しない。イ及びウについても同様とする。 なお、建築物の増築の場合にあっては、増築部分に限る。以下同じ。 ① 地域区分が4の場合 全住戸の外皮平均熱貫流率が $0.56\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。 ② 地域区分が5、6又は7の場合 全住戸の外皮平均熱貫流率が $0.75\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であること。	エ BPI(建築物の熱負荷の低減に関する基準として、規則第9条の2第1項第2号から第8号までに規定する用途に供する部分の全部について、規則別表第1の5備考1に規定する値(同備考中「特定建築物」とあるのは「建築物」と読み替える。)をいう。以下同じ。)が、 <u>0.8以下</u> であること。ただし、住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第9条の2第1項第9号に規定する用途又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第18条第1号に該当する場合は、この評価基準を適用しない。オ及びカについても同様とする。	(現行のとおり)
				イ (現行のとおり)	オ BPIが、 <u>0.8を超え0.9以下</u> であること。	(現行のとおり)
				ウ (現行のとおり)	カ BPIが、 <u>0.9を超え1.0以下</u> であること。	(現行のとおり)
	再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの直接利用	建築物の用途及び周辺地域の状況に応じて、再生可能エ	ア (現行のとおり)	オ (現行のとおり)	(現行のとおり)
				イ (現行のとおり)	カ (現行のとおり)	(現行のとおり)

		エネルギーを直接利用するために行う事項	ウ (現行のとおり)	キ (現行のとおり)	り) (現行のとおり)
			(現行のとおり)	ク (現行のとおり)	(現行のとおり)
			エ (現行のとおり)	ケ (現行のとおり)	(現行のとおり)
	再生可能エネルギーの変換利用	建築物の周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーを電気又は熱に変換して利用するために行う事項	ア (現行のとおり)		(現行のとおり)
			イ (現行のとおり)		(現行のとおり)
			ウ (現行のとおり)		(現行のとおり)
	再生可能エネルギー電気の受入れ	再生可能エネルギー電気の受入れに係る事項	ア (現行のとおり)		(現行のとおり)
			イ (現行のとおり)		(現行のとおり)
			ウ (現行のとおり)		(現行のとおり)
省エネルギーシステム	設備システムの高効率化	効率的なエネルギー利用のために行う設備機器のシステム及び制御	ア <u>住宅用途BEI</u> (基準省令に基づく方法により算出した設計一次エネルギー消費量 (基準省令第2条第1項及び第4条第1項によるその他一次エネルギー消費量を除く。)) を、同方法により算出した基準一次エネルギー消費量 (基準省令第3条第1項及び第5条第1項によるその他一次エネルギー消費量を除く。))	エ 次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める基準に適合すること。 (1) 建築物を表1に掲げる用途のうち1の用途に供する場合 <u>非住宅用途BEI</u> (規則別表第1の5備考2に規定する値をいう (同備考中「特定建築物」とあるのは「建築物」と読み替える。))。以	(現行のとおり)

のシステム
の構築に係
る事項

で除して得た値をいう。以下同じ。)が、0.95以下で
あること。この場合において、住宅共用部について
は、算出に含めないことができる。イ及びウにおい
ても同様とする。

下同じ。)が当該用途の区分に応じて表1に示す
基準値以下であること。

表1 用途別の非住宅用途 BEI の基準値

用途の区分	規則第9条の 2第1項第3 号から第5号 まで、第7号 及び第8号に 規定する用途	同項第2号、 第6号及び第 9号に規定す る用途
基準値	0.7	0.6

- (2) 建築物を表1に掲げる用途のうち2の用途に供
する場合 次の①又は②の基準に適合すること。
- ① 各用途に供する部分ごとに算出した設計一次
エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1
号イに規定するものをいい、基準省令第2条に
より算出したものをいう。②において同じ。)を
合計して得た数値が、各用途に供する部分ごと
に算出した基準一次エネルギー消費量(基準省
令第1条第1項第1号イに規定するものをい
い、基準省令第3条中Bの値を当該用途に供する
部分に応じて表1に掲げる非住宅用途BEIの基準
値に読み替えて算出したものをいう。②におい
て同じ。)を合計して得た数値を超えないこと。
- ② 建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギ
ー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次
エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該
建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー
消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エ
ネルギー消費量を合計して得た数値を超えない
こと。
- (3) (2)にかかわらず、建築物を表1に掲げる用途の
うち2の用途に供する場合において(2)に規定する
方法により評価基準への適合状況を把握すること
ができない場合 非住宅複数用途BEI(建築物の各
用途に供する部分ごとに算出した設計一次エネル

ギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定するものをいい、基準省令第2条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。）を合計して得た数値を、当該建築物の各用途に供する部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定するものをいい、基準省令第3条中Bを乗じる部分及びE_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。）を合計して得た数値で除して得た値をいう。以下同じ。）が次の式により算出した基準値以下であること。

$$\text{基準値} = (A \times 0.7 + B \times 0.6) / C$$

この式におけるA、B及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 規則第9条の2第1項第3号から第5号まで、第7号及び第8号に規定する用途に供する部分の床面積の合計（単位 m²）

B 同項第2号、第6号及び第9号に規定する用途に供する部分の床面積の合計（単位 m²）

C 同項第2号から第9号までに規定する用途に供する床面積の合計（単位 m²）

イ 住宅用途BEIが0.95を超え1以下であること又は単位住戸が住宅仕様基準の2の基準に適合すること。

ホ 次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める基準に適合すること（エに適合するものを除く。）。

(1) 建築物を表2に掲げる用途のうち1の用途に供する場合 非住宅用途BEIが当該用途の区分に応じて表2に示す基準値以下であること。

表2 用途別の非住宅用途 BEI の基準値

用途の区分	規則第9条の2第1項第3号から第5号まで、第7号及び第8号に規定する用途	同項第2号及び第6号に規定する用途	同項第9号に規定する用途

（現行のとおり）

基準値	0.75	0.7	0.65
-----	------	-----	------

(2) 建築物を表2に掲げる用途のうち2以上の用途に供する場合 エ(2)に掲げる基準において、表1を表2に読み替えた基準に適合すること。

(3) (2)にかかわらず、建築物を表2に掲げる用途のうち2以上の用途に供する場合において(2)に規定する方法により評価基準への適合状況を把握することができない場合 非住宅複数用途BEIが次の式により算出した基準値以下であること。

$$\text{基準値} = (A \times 0.75 + B \times 0.7 + C \times 0.65) / D$$

この式におけるA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 同項第3号から第5号まで、第7号及び第8号に規定する用途に供する部分の床面積の合計 (単位 m²)

B 同項第2号及び第6号に規定する用途に供する部分の床面積の合計 (単位 m²)

C 同項第9号に規定する用途に供する部分の床面積 (単位 m²)

D 同項第2号から第9号までに規定する用途に供する床面積の合計 (単位 m²)

ウ 住宅用途BEIがア及びイの評価基準に適合しない (住宅用途BEIが算出されない場合を除く。) こと又は単位住戸がイの評価基準に適合しないこと。

カ 次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める基準に適合すること(エ及びオに適合するものを除く。)

(1) 建築物を表3に掲げる用途のうち1の用途に供する場合 非住宅用途BEIが当該用途の区分に応じて表3に示す基準値以下であること。

表3 用途別の非住宅用途 BEI の基準値

用途の区分	規則第9条の2第1項第4号、第7号及び第	同項第2号、第3号、第5号及び第6号	同項第9号に規定する用途

(現行のとおり)

	8号に規定する用途	に規定する用途	
基準値	0.85	0.8	0.75

(2) 建築物を表3に掲げる用途のうち2以上の用途に供する場合 エ(2)に掲げる基準において、表1を表3に読み替えた基準に適合すること。

(3) (2)にかかわらず、建築物を表3に掲げる用途のうち2以上の用途に供する場合において(2)に規定する方法により評価基準への適合状況を把握することができない場合 非住宅複数用途BEIが次の式により算出した基準値以下であること。

$$\text{基準値} = (A \times 0.85 + B \times 0.8 + C \times 0.75) / D$$

この式におけるA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 同項第4号、第7号及び第8号に規定する用途に供する部分の床面積の合計 (単位 m²)

B 同項第2号、第3号、第5号及び第6号に規定する用途に供する部分の床面積の合計 (単位 m²)

C 同項第9号に規定する用途に供する部分の床面積 (単位 m²)

D 同項第2号から第9号までに規定する用途に供する床面積の合計 (単位 m²)

この評価基準は、条例第17条の3に規定する特定開発事業において延べ面積が10,000m²を超える建築物の新築等を行う場合又は地域冷暖房区域において規則第8条の19第1項で定める規模に該当する建築物の新築等を行う場合に限り適用する。(イ及びウについても同様とする。)

ア 次に掲げる事項のいずれかに適合すること。

(1) 次の①から④までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から④までに定める熱のエネルギー効率の値(規則別表第1の4備考1に規定する熱のエネルギー効率の値をいう。以下同じ。)が0.90(熱供給媒体に蒸気が含まれている場合にあつては、

(現行のとおり)

地域における省エネルギー

エネルギーの面的利用

環境保全効果及びエネルギーの有効利用のために行う事項

—

0.85) 以上であること。

- ① 熱供給を受け入れる熱供給プラントの新設、増設又は更新（熱源機器のみの更新を除く。以下この評価基準において同じ。）の日の1年後の日（以下「供給起算日」という。）が、建築物環境計画書の提出日の属する年度の前年度（当該提出日において条例第17条の14の規定による地域エネルギー供給実績報告書が提出されていない場合にあつては前々年度。以下「提出前年度等」という。）までの連続する3か年度の初日より前の日である場合 当該連続する3か年度の供給実績による熱のエネルギー効率の値の平均
- ② 供給起算日が、提出前年度等までの連続する2か年度の初日より前の日である場合（①の場合を除く。） 次のいずれかの熱のエネルギー効率の値
 - （ア） 当該連続する2か年度の供給実績による熱のエネルギー効率の値の平均
 - （イ） 提出前年度等の供給実績による熱のエネルギー効率の値
- ③ 供給起算日が、提出前年度等の初日より前の日である場合（①及び②の場合を除く。） 次のいずれかの熱のエネルギー効率の値
 - （ア） 当該提出前年度等の供給実績による熱のエネルギー効率の値
 - （イ） 条例第17条の10第1項に規定する地域エネルギー供給計画書（以下「地域エネルギー供給計画書」という。）に記載する供給する熱のエネルギー効率の値
 - （ウ） 熱供給プラントの増設又は更新があつた場合にあつては、知事が別に定める方法により、（イ）の熱のエネルギー効率の値を、当該増設又は更新後の熱供給プラントの供給熱量に基づき算定し直した熱のエネルギ

					<p>一効率の値</p> <p>④ ①から③まで以外の場合 次のいずれかの熱のエネルギー効率の値</p> <p>(ア) 地域エネルギー供給計画書に記載する供給する熱のエネルギー効率の値</p> <p>(イ) 熱供給プラントの増設又は更新があった場合にあつては、知事が別に定める方法により、(ア)の熱のエネルギー効率の値を、当該増設又は更新後の熱供給プラントの供給熱量に基づき算定し直した熱のエネルギー効率の値</p>	
					<p>イ 次に掲げる事項のいずれかを行っていること。</p> <p>① 当該地域冷暖房区域に係る地域エネルギー供給事業者からの熱供給を受け入れること。</p> <p>② 複数の建築物間において、熱のエネルギーの効率的利用を行うシステム又は空気調和に伴い排出される熱を利用するシステムを構築すること。</p>	(現行のとおり)
					<p>ウ ア及びイの評価基準に適合しないこと。</p>	(現行のとおり)
	効率的な運用の仕組み	最適運用のための予測、計測、表示等	建築設備の運転管理時に、エネルギー利用の効率的な運用を可能にするために行う事項	(現行のとおり)	<p>ア (現行のとおり)</p>	(現行のとおり)
					<p>イ (現行のとおり)</p>	(現行のとおり)
					<p>ウ (現行のとおり)</p>	(現行のとおり)
資源の適正	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

利用及び自然環境の保全														
ヒートアイランド現象の緩和	ヒートアイランド現象の緩和	建築設備からの人工排熱対策	建築設備からの人工排熱の低減に係る事項	(現行のとおり)	<p>ア この表の建築物外皮の熱負荷抑制、再生可能エネルギーの直接利用及び設備システムの高効率化の細区分について、表 13 により各細区分で該当した各評価基準の段階に応じて点数を算定し、その点数の合計が 8 以上であること。ただし、地域区分が 8 の場合又は住宅以外の用途に供する部分の全部が規則第 9 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する用途若しくは建築物省エネ法第 18 条第 1 号に該当する場合はこの評価基準を適用しない。イ及びウについても同様とする。</p> <p>表 13 各評価基準の段階と点数</p> <table border="1" data-bbox="1377 957 2004 1117"> <thead> <tr> <th>各評価基準の段階</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段階 3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>段階 2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>段階 1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	各評価基準の段階	点数	段階 3	3	段階 2	2	段階 1	1	(現行のとおり)
各評価基準の段階	点数													
段階 3	3													
段階 2	2													
段階 1	1													
					イ (現行のとおり)	(現行のとおり)								
					ウ (現行のとおり)	(現行のとおり)								

敷地と建築物の被覆対策	敷地と建築物の被覆の改善に係る事項	ア (現行のとおり)	(現行のとおり)
		イ (現行のとおり)	(現行のとおり)
		ウ (現行のとおり)	(現行のとおり)
風環境への配慮	望ましい風環境の確保を図るために行う建築物の形状及び配置に係る事項	ア (現行のとおり)	(現行のとおり)
		イ (現行のとおり)	(現行のとおり)
		ウ (現行のとおり)	(現行のとおり)
EV 及び PHV 用充電設備の設置	排熱が少ない自動車の普及のために行う充電設備の設置に係る事項	ア (現行のとおり)	(現行のとおり)
		イ (現行のとおり)	(現行のとおり)
		ウ (現行のとおり)	(現行のとおり)